

令和5年度東京都国民健康保険運営方針の改定について

令和5年11月28日(火)

資料1

第4回立川市国民健康保険運営協議会

運営方針の概要

➤ 国民健康保険に関する事務を都と区市町村が共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び区市町村が担う事業の広域化・効率化を推進するための統一の方針（国民健康保険法第82条の2）

➤ 改定の際は、東京都国民健康保険運営協議会への諮問、連携会議での議論、区市町村への法定意見聴取等を行う。

【経緯】 平成29年12月策定：平成30年4月1日から令和3年3月31日
令和2年12月策定：令和3年4月1日から令和6年3月31日

主な記載事項

※国民健康保険法により規定

- ◆医療費と財政の将来の見通し
- ◆区市町村における保険料の徴収
- ◆区市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進 等
- ◆納付金の算定方法（保険料水準の統一）等
- ◆医療費適正化の取組

(令和5年5月19日公布)

法改正による変更点

運営期間を法定化（おおむね6年間）→ 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで
（3年ごとに分析、評価。必要に応じて運営方針の変更）

主な改定案（論点）

※令和5年度第1回連携会議（6/22）において提示

赤字解消・削減の取組

（現在の記載）区市町村は「財政健全化計画」を策定し、計画的・段階的に赤字を解消。都は、要因分析や解消に向けた助言。

（論点）赤字解消、削減の取組を加速するための都全体での目標年次の設定 等

納付金の算定方法

（現在の記載）区市町村の医療費水準・被保険者の所得水準・被保険者数に応じて按分。将来的には保険料水準の統一を目指す。第一段階として、所得水準と被保険者数のみを用いる納付金ベースの統一を目指す。

（論点）納付金ベースにおける統一に向けた工程表の策定 等

区市町村における保険料の徴収

（現在の記載）収納率向上対策の促進を図るため、前年度の現年分収納率実績に対する伸び率を目標に設定。

（論点）収納率向上に向けた目標収納率の見直し 等

医療費適正化の取組

（現在の記載）保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定・見直し、特定健康診査・特定保健指導・特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防等の実施など、都内全体の健康水準の向上や医療費適正化に資する取組の推進。

（論点）都全体で医療費適正化の取組を推進するための方策の検討

※その他詳細な事項は、国「策定要領（ガイドライン）」も踏まえて提示予定